

令和元年6月10日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K01989

研究課題名(和文) アメリカの分権的政府間財政関係 - 道路補助金を事例として -

研究課題名(英文) Decentralization Mechanism in Highway Federal-aid Scheme in USA

研究代表者

加藤 美穂子 (KATO, MIHOKO)

香川大学・経済学部・教授

研究者番号：60453247

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、1990年代以降の全米規模の交通システムの高度化の時代における連邦道路補助金を検討対象として、政府間財政関係における分権メカニズムと、州・地方政府の主体的な政策運用を明らかにした。第1に、連邦レベルの法制度の設計や立法のプロセスでは、州・地方の先進的な取り組み(州の実験室)の成果を前提とし、州・地方の裁量性も重要な仕組みであった。第2に、先行的な交通政策に関するカリフォルニア州とバージニア州の事例研究からは、地域から積み上げるボトムアップ型の合意形成と計画策定をベースとして、州政府が多様な財源調達に努力と成果評価を実施し、それらを支援する役割を連邦補助金が担う構造を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカの政府間財政関係では、州・地方政府側のイニシアティブが主体であり、連邦政府の役割は州・地方政府レベルの政策の実現可能性と成果を高めるための補完的な支援を行うという位置づけにある。日本においても、地方レベルでの政策形成及び運用能力の向上が重要な課題となっており、アメリカの州・地方政府レベルにおける地域内の合意形成や成果評価の仕組みは、日本における地域システムを構築するためにも、大いに役立つと自負している。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research project is, in order to find the concept and mechanism of decentralized system in the American society, to analyze the Highway Federal-aid scheme upon the process of upgrading transformation infrastructure under the Globalization. Especially it is the most interesting that the leading "explanatory" projects by the leading state governments promote the federal government's reform and restructuring the Highway Federal-aid. I studied the documents about the big projects in both Los Angeles, CA and Arlington, VA. Both projects are good examples of the decentralized relation between Federal Government and State Government.

研究分野：財政学

キーワード：連邦補助金 アメリカ 政府間財政関係 道路政策

## 1. 研究開始当初の背景

アメリカでは、伝統的に内政政策については州・地方政府が権限を持ち、州政府や地方政府が主体的に多様な地域特性に即した政策を展開している。連邦政府の役割は、全米的な大枠を構築することであり、その大枠と整合的な方向に誘導するために、連邦補助金という間接的手段を用いて州・地方政府の政策形成と運営に関与している。

しかし、グローバル化等によってアメリカ経済の歴史的な再編に対応して全米的な政策運営やインフラ再構築の必要性が強まる場合に、連邦政府の主導性や財政支援への社会的な要請が高まるが、その集権的なトレンドと、伝統的な分権構造の間に葛藤が生じることになる。そこで、集権的な連邦レベルの大枠の再編の中で、州・地方政府の主体性を尊重するための分権メカニズムが内蔵される仕組みが求められる。そこに、アメリカ連邦システムにおける本質的な理念やメカニズムを見出すことができよう。

本研究は、1990年代からのグローバル化によるアメリカ国内の交通システムの抜本的な高度化という社会的要請を実現するための連邦補助金の改革と拡充のプロセスを具体的な事例として取り上げて、上記のアメリカ的な分権性の理念とメカニズムを実証的に明らかにする。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、1956年法に基づく州際ハイウェイが完成した次の段階として、1990年代以降に全米規模の交通システムの高度化の時代における連邦道路補助金を検討対象として、政府間財政関係における分権メカニズムと、州・地方政府の主体的な政策運用を明らかにすることである。具体的には、(1)連邦法に内蔵される分権的な仕組みの論理、(2)州・地方政府の主導性を前提とした連邦政府側の政策運用、(3)州・地方政府の主導的な政策運用における連邦補助金の活用実態を研究することである。

## 3. 研究の方法

第1に、連邦政府レベルでの政策関連資料(連邦交通省の年報や、統計資料、議会公聴会記録、さらには連邦議会調査局による議会側からの継続的な政策分析報告、公表資料、また連邦会計検査院の監査報告が詳細かつ客観的な政策評価として役立った)を、上記のアメリカの分権的な連邦システムその理念及びメカニズムという視角から詳細に検討した。

第2に、バージニア州とカリフォルニア州における先進的な交通システムの企画と建設に関する具体的な事例を取り上げ、現場からの報告書や財務的資料を詳細に分析した。特に2017年度のバージニア州における現地調査(Virginia Department of Transportation)で収集した「現地の声」が、この分析には不可欠であった。

第3に、アメリカの政府間関係の第一人者であるGeorge Mason大学のT.J.Conlan教授と連邦交通政策の専門家であるS.M.Edner教授から、本研究と今後の調査に対する助言を得た。特に、連邦交通省で連邦補助金を配分する部局の幹部を長年務めたエドナー教授(George Mason大学公共政策大学院)への聞き取り調査からは、連邦補助金の法制度に埋め込まれている分権メカニズムを、実態的に運用するための連邦交通省と、それぞれの州政府の道路局の様々な場面における交渉が不可欠であることが実感できた。これらの現地調査と聞き取り調査によって、上記の様々な報告書や成果評価の行間の意味を読み取ることができたので、アメリカの伝統的

な分権メカニズムの理念が、現代でも国民的コンセンサスとして共有され、実際の政策運営の基盤となっていることが理解できた。

第4に、最終年度には、計画1年目と2年目に収集した議会資料等と、現地調査で得た資料・情報を分析し、日本国内のアメリカの財政・福祉・医療・教育等を含む多分野の研究者と継続的な研究会を通じてアドバイスを受けながら、成果を論文として公表した。

#### 4. 研究成果

連邦道路補助金が本格的に始まる1956年法(Federal-Aid Highway and Highway Revenue Act of 1956; P.L. 627(以下、1956年法))は、戦後の経済成長に必要な全米的な基幹道路網を建設するために、全米的な州際ハイウェイ・システムの構築に財源の裏付けを与えるものであった。その1956年法による州際ハイウェイの完成を間近に控えた1980年代になると、グローバル化に伴う新たな時代的要請としてアメリカ全体の交通システムの高度化・複合化が求められ、その実現に向けて連邦レベルでは1991年ISTEA (Intermodal Surface Transportation Efficiency Act of 1991)が立法化された。

1991年ISTEAでは連邦道路補助金の拡充と再編が進められたのであるが、それは、1956年法の基本スキームを継承した上で連邦補助金の使用に関する州政府の裁量性を拡大し、それぞれの地域ベースで複合交通システムを設計できるようにするものであった。具体的には、以下の検討から、それぞれの地域における交通システムの高度化の現場を州政府が主体的に担うことが、連邦政府の側も、州政府の側も当然と仕組みとして想定されていたことを実証できたと自負している。

第1に、連邦レベルの法制度の設計や立法のプロセスでは、州・地方レベルの先進的な取り組み(「州の実験室」)の成果を前提としており、州・地方レベルの裁量性も重要な構成要素となっている。州政府が連邦道路補助金を受けるための重要な交付要件として、各州政府による州交通改善計画の作成と連邦運輸省による承認があるが、その作業内容を検討すると、実質的には、州政府の主体性の尊重と最小限の全米基準の織り込みという意味を有していることが明らかになった。そして、1990年代および2000年代の議会公聴会記録等の分析からは、全米基幹ハイウェイ及び複合交通・公共交通の新システムの実現に向けた1991年ISTEAとその後の再授權法による道路補助金の拡充においては、州・地方政府レベルでの柔軟かつ裁量的な運用による成果が根拠となって、各州が柔軟性と一層の裁量を求めるプロセスを明らかにした。

第2に、先行的な交通政策に関するカリフォルニア州のアラメダ事業(鉄道を活用する貨物輸送再編による混雑緩和策)とバージニア州のVRE(軽軌道鉄道を軸とする交通システム)の事例研究からは、州・地方政府レベルでの連邦道路補助金を活用した道路・交通計画と都市交通政策の展開について分析を行い、地域から積み上げるボトムアップ型の合意形成と計画策定をベースとして、州・地方政府が多様な財源調達に努力し、成果評価を実施し、それらを支援する役割を連邦補助金が担うという構造が明らかになり、連邦道路補助金における柔軟性や州政府裁量の根源的な根拠が、州・地方政府の側における主体的で多様な政策立案や事業実施の力量と実績であることを提示した。

これらの研究成果は、アメリカ学会(第51回年次大会)で報告を行い、学術論文として公表しており、さらに、他分野の連邦補助金における分権メカニズムの実証研究も加えて、2020年度までに学術書(単著)としてまとめる予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

加藤美穂子(2018)「アメリカの連邦道路補助金：1991年 ISTEА を中心に(2)・完」,『香川大学経済論叢』,査読無,第91巻第2号, pp.73-114.

加藤美穂子(2018)「アメリカの連邦道路補助金：1991年 ISTEА を中心に(1)」,『香川大学経済論叢』,査読無,第91巻第1号, pp.47-86.

〔学会発表〕(計 1 件)

加藤美穂子(2017)「アメリカの分権的政府間関係：連邦道路補助金を事例として」,アメリカ学会(第51回年次大会)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。